発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

く5しの情報とやま

トピッケス 特定商取引に関する法律が改正されました…P2·3 **2005.2.1 No.109 2 ● 3**月号

この情報誌は、富山県ホームページ(http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm)でもご覧になれます。



メル友に呼び出され いつのまにか購入することになった高額なネックレス

相 談 20歳の誕生日に、メル友から携帯電話に「誕生日、おめでとう。今日、近くに来てるから、会おうよ」とメールが入った。

約束の場所に行って、ミュージシャンの話等で楽しく過ごした後、「僕の会社がジュエリーの展示会をやっているから行こう」と誘われ、ついていった。

「君にはこれが似合う」などとメル友からダイヤモンドネックレスを勧められ、身につけたところ、それを買うような話になった。「まだ学生の自分には、とても買えない」と何度も断ったが、「将来必要になる。一緒にがんばろうね」と言われ購入することになり、総額120万円の信販契約を結んだ。

家に帰ってよく考えると、あまりにも高額で支払えそうにもないと思った。解約したい。

(20歳、女性)

■ ● 事例のように、電話やメール、はがきなどの通信手段を使って、販売目的を隠して人を呼び出し、商品を購入させる販売方法を、アポイントメントセールスと言い、訪問販売の一形態となっています。訪問販売は、8日間のクーリング・オフ(一定期間、無条件解約できる制度)が認められていますので、解約書面の発信を勧め、解約することができました。

販売目的を告げずに販売する、アポイントメントセールスや点検商法のトラブルが多発したため、特定商取引に関する法律の改正により、**訪問販売をする際には、販売目的の訪問であることを告げることが義務付けられました**。

従って、事例のように販売目的を告げずに 誘い出して、商品を購入させるやり方は違法 な行為といえます。例えクーリング・オフ期 間が過ぎている場合でも、違法性を問題にして、 解約交渉をすることは可能です。

このように見知らぬ異性からの誘いは、商品のセールスの可能性が高いことを疑い、安易な気持ちで出かけないことが肝要です。

また、不要なものは「いらない!」とハッキリ意思表示することが、トラブルに遭わない最良の方法といえます。



特定商取引に関する法律が 改正されました

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売などについてルールを定めた「特定商取引に関する法律」の一 部が改正され、平成16年11月11日から施行されました。

改正のポイント

事業者の次のような行為が禁止されています

○最初に販売目的を言わないこと

〔例えばこのような事例〕

●「床下の無料点検に来ました」などと言って訪問し、点検の後に、床下換気扇設置工事の勧誘を すること (訪問販売)

『 違反すると、行政処分(業務の改善指示、業務停止命令)

○販売目的を隠して事務所などに誘い込んで勧誘すること

〔例えばこのような事例〕

●「アンケートにご協力ください」などと街角で声をかけ、事務所に連れて行って、化粧品の購入 を勧誘すること

□ 違反すると、6月以下の懲役または100万円以下の罰金またはそれらの併科

アンケートに ご協力ください。

無料点検に

来ました。

○勧誘時に商品の性能などの重要な事項をわざと言わないこと

これまでも禁止されていましたが、新たに罰則が設けられました。

□ 違反すると、2年以下の懲役または300万円以下の罰金またはそれらの併科

この法律の対象となっている取引類型

訪問 販売	自宅への訪問販売、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)、キャッチセールス・SF 商法も対象
通信 販売	新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段 により申込みを受ける販売(但し、クーリング・オフの適用はありません)
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込みを受ける販売
連 鎖 販 売 取 引 (いわゆるマルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、 販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引 (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室)
業務提供誘引販売取引 (いわゆる内職・モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買わせる金銭負担を負わせる取引

えつ

クーリング・オフ できるの!

消費者は次のようなことができます

○クーリング・オフ期間を延長することができます

〔例えばこのようなとき〕



●解約を申し出たら「既に工事は終わっているので、クーリング・オフできない」と言われた。

『全学事業者に嘘を言われたり、脅されたりしてクーリング・オフを妨害された場合は、既にクーリング・オフ期間(8日間または20日間)を過ぎていても、その事業者が改めて「クーリング・オフできる」ことを記載した書面を交付した日から法定の期間までは、クーリング・オフすることができます。

○契約の取り消しができます

[例えばこのようなとき]

- ●「床下の湿気がひどく、木に水じみが出ており、放置すると倒れてしまう」と説明されて床下換 気扇の設置工事をしたが、実際は、水じみなどないことがわかった。
- ●「仕事を紹介する、そのためには当社から業務に必要なパソコンを購入する必要がある」と言われて購入したが、後になって事業者の行うパソコン検定試験に合格しないと仕事を紹介してもらえないことがわかった。

事業者から嘘を言われたり、わざと重要なことを聞かされないで契約した場合には、その契約を取り消すことができます。

○マルチ商法組織の加入者は、いつでも中途解約や退会ができます

〔例えばこのようなとき〕

●「商品を売れば売るほど、バックマージンが入って儲かる」と誘われて、健康食品販売組織の会員になり、入会のために必要な商品をクレジット契約で購入した。しかし、ほとんど販売できず、大量の在庫を抱えてしまった。「退会して在庫商品を返品したい」と会社に申し入れたが、「返品は一切認めない」と言われた。

マルチ商法の組織に入会した消費者は、クーリング・オフ期間(20日間)を過ぎても、中途 解約や退会ができます。

公正取引委員会消費者モニター募集のお知らせ

公正取引委員会では、消費者行政に一般消費者の意見を反映させ、委員会業務に消費者の立場から協力していただくために、消費者モニターを募集しています。詳細については、お問い合わせください。

1. 応募資格 20歳以上の一般の消費者の方

2. 仕事の内容 モニター研修会に出席(年2回)、アンケート調査への回答、 意見・情報の提供など

3. 任 期 平成 17 年4月1日~平成 18 年3月 31 日

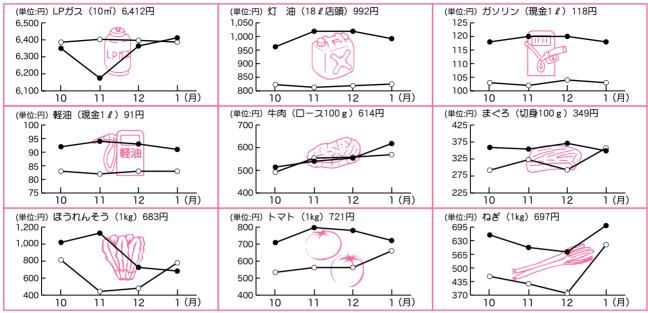
4. 募集期間 平成17年2月11日(金)(当日消印有効)まで

5. 問い合わせ先 公正取引委員会 中部事務所 取引課

TEL 052-961-9423

らしの価格 生活必需物資価格動向調査結果(1月分) 🏯 額 平成17年1月調査の価格 今年の価格(消費税込み)

昨年の価格(消費税込み)



平成16年4月より、調査店舗は原則として固定しています。

省資源・省エネルギー運動富山県民大会を開催します!

日時:平成17年2月5日(土)13:30~16:00 場所:新川文化ホール 小ホール (魚津市宮津110)

内容: 〇講 演 「買い物を変える~生活・社会が変わる~」

講 師 NPO法人環境市民 代表理事 杦本 育生 氏

○活動発表

- ・富山県立桜井高等学校家庭クラブ
- ・藤城 富子 氏(富山県くらしのアドバイザー)
- ○省資源・省エネルギー推進優良団体表彰式

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターク

コ	井口行政センター 20763-64-2212 大沢野町 2076-467-5810 大山町 2076-483-2517 舟橋村 2076-472-1111 (140) 立山町 2076-472-1111 (140) 立山町 2076-463-1121 (261) 宇奈月町 20765-65-0211 (244) 入善町 20765-72-1100 (134) 朝日町 2076-454-3111 (333) 婦中町 2076-454-3111 (333) 婦中町 2076-457-2111 細入村 2076-457-2111 細入村 2076-485-9001 小杉町 20766-56-1511 (1208) 大門町 20766-59-2101
,	
利賀行政センター 2 0763-68-2112	福 岡 町 20766-64-5333 (1334)

●冨山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

- ☎(076)432-9233(消費生活相談)
- ☎(076)433-3252(消費者金融相談)

●冨山県消費生活センター高岡支所 高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

5(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)

URL http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm 【開所時間】午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

- ■富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)
 - ※土曜日・日曜日に消費生活に関する簡単なアドバイスを行っています。
 - ☎(076)432-5690 午前8時30分~午後5時